

## 大阪府大規模 e スポーツ大会開催支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大阪府は、「e スポーツと言えば大阪」と言われるような地域ブランディング化を推進し、大阪の都市魅力の向上を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) e スポーツ

エレクトロニック・スポーツの略称で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称をいう。

(2) 大規模 e スポーツ大会

e スポーツの競技大会で、次条に定める要件を満たすものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、大阪府内で開催され、オフラインでの想定観客数が1日当たり1,000人以上、かつ、会期中のオフラインでの想定観客数が延べ3,000人以上見込まれる e スポーツ大会とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、第3条に掲げる事業を実施する団体とする。ただし、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に定める事業の実施に要する経費のうち、以下のものとする。ただし、いずれも公租公課(消費税及び地方消費税相当額を含む。)及び手数料(振込手数料等)は認めない。

(1) イベント実施会場等へ支払う利用料(会場借り上げに係る使用料及び光熱水費、付帯設備等の使用料を含む)

(2) 機材費(ただし、レンタル・リースに限る)及び設営(映像・音響・照明機器・通信環境整備等。ただし会場設備そのものの工事に係る部分を除く)にかかる経費

### (補助率及び補助金の額)

第6条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

2 補助金の額は、前項により算出した額と3,000万円とを比較して、いずれか少ない額を上限とし、かつ予算の範囲内において交付する。

3 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 要件確認申立書 (様式第 1-2 号)
- (3) 暴力団等審査情報 (様式第 1-3 号)
- (4) 事業計画書(様式第 2 号)
- (5) 収支予算書(様式第 3 号)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定をするに当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容等の変更申請等)

第 9 条 補助事業者は、交付決定を受けた事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第 4 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更を承認し、補助事業者に通知するものとする。

3 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更とは、変更後の金額が変更前と比較して 20%以内の変更とする。

4 規則第 6 条第 1 項第 2 号に規定する軽微な変更とは、当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更とする。

(事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止(廃止)承認申請書(様式第 5 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請の取り下げ)

第 11 条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第 7 条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に、交付申請取下届出書 (様式第 6 号)を提出しなければならない。

2 前項の届出書を受領したときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日の翌日から起算して 30 日を経過した日又は当該補助金の交付の決定のあった日が属する府の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第 7 号)
- (2) 収支決算書(様式第 8 号)
- (3) 補助対象経費の支出を証する資料
- (4) イベント開催状況を示す資料
- (5) その他知事が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、その報告に係る補助対象事業の成果が第 3 条における想定観客数、もしくは第 7 条(4)事業計画書における想定観客数を下回る場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災等事業者の責によらない事情により、補助対象事業の成果が第 3 条における想定観客数、もしくは第 7 条(4)事業計画書における想定観客数を下回る場合は協議によるものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書(様式第 9 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助事業者が規則第 15 条第 1 項のいずれかもしくは次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 第 4 条に該当しなくなったとき
- (4) その他知事が不相当と認めるとき

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、規則第 16 条及び第 17 条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還等を命ずるものとする。前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から 10 日以内に返還等しなければならない。

3 前項の返還に係る加算金及び延滞金については、規則第 17 条によるものとする。

(決定の取消しにかかる届出)

第 16 条 補助事業者は、規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、該当事項届出書（様式第 10 号）により、知事に届け出なければならない。

（経理）

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理については、他の経理と区分し、収入及び支出の内容を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後 10 年間保管しなければならない。

（状況報告及び検査）

第 18 条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助対象事業の遂行状況について報告を求め、又は実地に検査することができる。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和 8 年 3 月 30 日から施行する。